

農業人材投資事業（準備型・経営開始型）

1 要旨

国の就農準備資金・経営開始資金の対象外となる就農時 50 歳以上で島根県内で独立・自営就農（経営継承を含む。）する者等に対して、研修段階及び経営が不安定な就農初期段階を支援するための資金を交付する。

2 要件等

（1）準備型

- ① 対象者 就農予定時、原則 50 歳以上の自営就農を目指す者
※50 歳未満であっても親元研修で就農準備資金の対象外となる者を含む
- ② 交付額 UI ターン者 12 万円/月（144 万円/年）、県内者 6 万円/月（72 万円/年）
- ③ 交付期間 最長 1 年間
- ④ 交付対象者の主な要件（原則は就農準備資金と同じ）
 - ・ 原則、前年の世帯所得が 600 万円以下であること
 - ・ 独立・自営就農する場合、就農後 1 年以内に認定新規就農者等の認定を受けること
 - ・ 独立・自営就農する場合、就農を 2 年間行うこと
 - ・ 親元就農する場合、家族経営協定等により交付対象者の責任及び役割を明確にするとともに、就農後 5 年以内に農業経営を継承する、農業経営が法人化されている場合は法人の経営者となる又は独立・自営就農すること
 - ・ 県の認定を受けた研修機関で原則 6 ヶ月かつ概ね 600 時間以上の研修をすること
 - ・ UI ターン者の場合、原則、住民票を異動して概ね 1 年以内であること
※公益財団法人ふるさと島根定住財団の産業体験期間、市町村事業等による農業研修期間、地域おこし協力隊員として活動に従事した期間は除く。
 - ・ UI ターン者の場合、就農開始後県内に 5 年間居住すること
 - ・ 農業経営人材育成研修プログラムの初級コース等、農業経営力の向上に資する研修を受講・修了すること

（2）経営開始型

- ① 対象者 原則 50 歳以上の認定新規就農者
- ② 交付額 72 万円/年 ※夫婦型 72 万円/年×1.5
- ③ 交付期間 最長 2 年間
- ④ 交付対象者の主な要件（原則は経営開始資金と同じ）
 - ・ 交付期間と同期間、同程度の営農を継続すること
 - ・ 農業経営人材育成研修プログラムの中級コース等、農業経営力の向上に資する研修を受講・修了すること